港空研 ＬＣＭ 勉強会
平成 26 年 12 月 3 日
港湾局技術企画課　坂井

港湾施設の維持管理に関する現状と課題

１．　現状認識

○　高度成長期に整備された施設の初期の耐用年数到来
　整備後 50 年経過する施設の割合が 20 年後には 6 割に

○　人命に関わりかねない不具合の発生
　点検・診断の不備、想像力の欠如

○　脆弱な取組体制
　特に、港湾管理者の予算・技術者不足

○　維持管理計画策定、点検・診断の遅れ

○　民有施設

２．　対応の方向性

○　各種ガイドライン類の整備
　・点検診断ガイドライン（H26）
　・立入検査ガイドライン（H26）
　・維持管理計画書策定ガイドライン（作業中）

○　維持管理データベースの構築
　データの共有、発信

○　集約･再編を含む戦略的な維持管理（予防保全計画の充実）

○　技術開発

○　資格制度による技術者の育成・活用

○　直轄による管理者への積極的な支援
　・研修・講習、相談窓口の充実
　・港湾施設維持管理会議（仮称）の設置（検討中）
　・技術者リストの整備・提供（検討中）

港湾施設の維持管理に関する現状と課題（参考資料）

港湾局　技術企画課
港湾保全政策室長　坂井　功

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

□港湾施設の現状

国土交通省

着実なストック整備の一方で、高度経済成長期に集中的に整備した施設の老朽化が進行。
港湾の基幹的役割を果たす係留施設では、建設後50年以上の施設が平成26年3月の約10%から、平成46年3月には約60%に急増。

各年度に整備した係留施設数と供用後50年を経過する公共岸壁の推移

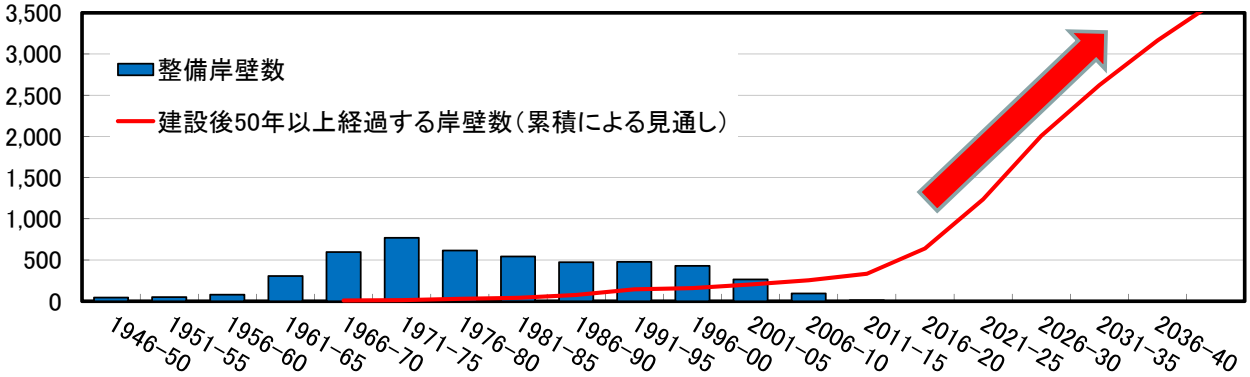

供用後50年以上経過する岸壁の割合

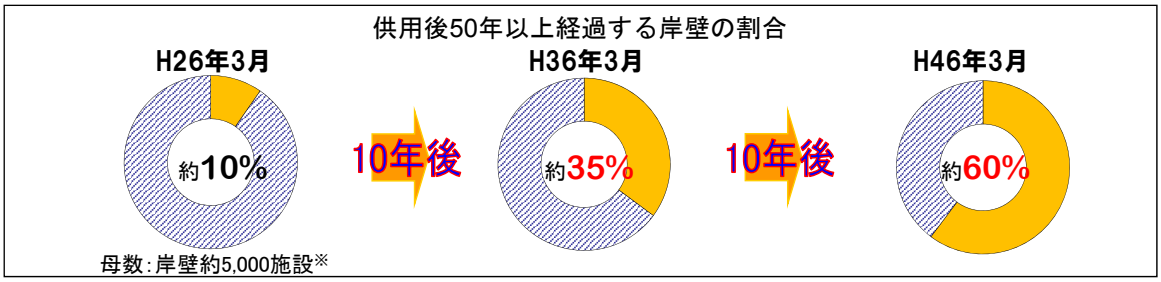

※国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾、地方港湾の公共岸壁数（水深4.5m以深）：国土交通省港湾局調べ

□維持管理に関する検討経緯

新たなインフラ長寿命化計画（イメージ）

国土交通省

インフラ長寿命化基本計画（国）

H25.11　関係省庁連絡会議決定

○インフラの長寿命化に関する基本方針
- 目標とロードマップ
- 基本的な考え方
- インフラ長寿命化計画の基本的事項
- 必要施策の方向性
- 国と地方の役割
- 産学界の役割　等

インフラ長寿命化計画（国の全分野）

※省庁毎に策定

H26.5.21　国土交通省決定

インフラ長寿命化計画（自治体レベルの全分野）

※自治体毎に策定

○基本計画の目標達成に向けた行動計画
- 対象施設
- 計画期間
- 所管インフラの現状と課題
- 中長期的な維持管理・更新コストの見通し
- 必要施策の具体的な取組内容と工程
- フォローアップ計画

※施設特性に応じて必要施策を具体化

（施設毎の長寿命化計画）

道路　河川　港湾　…　道路　河川　港湾　…

○施設の状態に応じた詳細な点検・修繕・更新の計画

□維持管理に関する検討経緯

今後の社会資本の維持管理に関する検討体制

国土交通省

（省庁横断的）

インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議

- 議長：内閣官房副長官補
- 構成員（省庁のみ）：
  国土交通省、内閣官房、内閣府、警察庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省、防衛省
- 事務局：老朽化対策推進室
- 設置：H25.10.4
- 「インフラ長寿命化基本計画」取り纏め（H25.11）

国土交通省分の検討

社会資本の老朽化対策会議

- 議長：国土交通大臣
- 事務局：政策課（参事官室）、公企課、公調室
- 設置：H25.1.21
- 「社会資本の維持管理・更新に関し当面講ずべき措置」取り纏め（H25.3）
- 国土交通省インフラ長寿命化計画（行動計画）策定（H26.5）

連携

（国土交通省全体）

社会資本整備審議会・交通政策審議会技術分科会技術部会

部会

社会資本メンテナンス戦略小委員会

連携

計画部会

部会

交通政策審議会

（局毎）

＜道路局＞国道（国管理）の維持管理等に関する検討会

＜河川局＞安全を持続的に確保するための今後の河川管理のあり方検討小委員会

＜港湾局＞港湾施設の維持管理等に関する検討会

- 座長：黒田名誉教授
- 設置：H24.10.12
- 「今後の港湾施設の維持管理等の課題に対する対応方針」取り纏め（H26.5）

国土交通省

これまでの検討状況

○政府全体の取り組み （インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議）

・インフラ長寿命化基本計画を策定（平成25年11月）

○国土交通省全体の取り組み（社会資本の老朽化対策会議、社会資本メンテナンス戦略小委員会）

・社会資本の老朽化対策会議 ：

「社会資本の維持管理・更新に関し当面講ずべき措置」を策定 （平成25年3月）

「国土交通省インフラ長寿命化基本計画（行動計画）」を策定 （平成26年5月）

・社会資本メンテナンス戦略小委員会 ：

「今後の社会資本の維持管理・更新のあり方について（答申）」を策定 （平成25年12月）

→現在、社会メンテナンス戦略小委員会では、答申内容の継続的検討事項として、点検・診断に関する資格制度の確立、体制・地方公共団体等への支援方策、 情報の共有化・見える化、メンテナンス技術の国際化について検討しているところ

○港湾局としての取り組み（港湾施設の維持管理等に関する検討会）

・今後の港湾施設の維持管理等の課題に対する対応方針を策定（平成26 年5月）

国土交通省

今後の港湾施設の維持管理の課題に対する対応方針 概要

総 論

○ 今後、急速に老朽化が進行する港湾施設について、現状と課題を踏まえ、ライフサイクルコストの縮減や施設機能を安定的に確保するため、設計・点検、計画から実施に至るまで、総合的かつ重点的に取り組む必要。

港湾施設を取り巻く現状と課題

①港湾施設における供用開始後50年以上経過する割合が20年後には60%に急激に増加

＜供用後50年以上経過する岸壁の割合＞

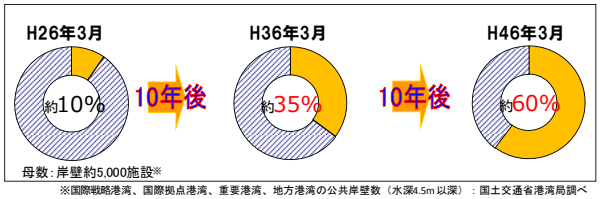

※国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾、地方港湾の公共岸壁数（水深4.5m以深）：国土交通省港湾局調べ

②老朽化などに伴い、港湾施設の約2割において不具合が発生。

＜港湾施設の集中点検結果＞

(注)不具合有りのうち、早急な措置が必要な施設については、立入禁止等による応急措置を含め対応済み

※平成25年 国土交通省港湾局調べ

③技術力の低下、技術者不足等により施設点検が十分に実施できていない地方公共団体の割合は約5割。

＜港湾の公共構造物・公共施設における巡視・点検の実施の有無＞

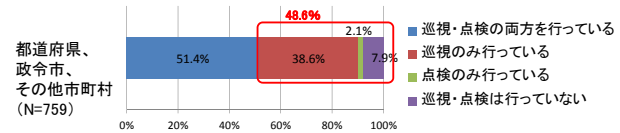

※社会資本整備審議会交通政策審議会 「今後の社会資本の維持管理・更新のあり方について答申」（平成25年12月）より抜粋【地方自治体に対するアンケート調査（平成24年実施）】

対応方針

ライフサイクルコストの縮減や施設機能を安定的に確保するため、港湾施設の所有者及び管理者が連携しつつ、様々な視点から、公共施設に留まらず民間施設を含めて、総合的かつ重点的に取り組む。

【設計・点検】

- 設計段階から施設点検が容易となる設計手法の確立
- 施設の点検ポイント、港湾施設の劣化し易い箇所を考慮した点検診断に関する基準の策定
- 定期点検、補修実績等の維持管理情報データベースの構築

【計画】

- 施設のライフサイクルコスト縮減、施設の延命化、的確なストック管理に資する維持管理計画、予防保全計画の策定等
- 民間施設の維持管理計画策定の促進

【実施】

- 維持管理・更新にかかる工事発注ロットの工夫、適正な積算歩掛りの確立
- (独)港湾空港技術研究所等研究機関との連携による技術開発の促進、NETIS※の活用

※New Technology Information System（新技術情報提供システム）

【その他支援体制など】

- 国、港湾管理者、民間を対象とした研修、講習会の実施
- 港湾管理者、民間向けの維持管理に関する相談窓口の充実
- 施設所有者及び施設管理者自らの技術力向上

維持管理計画の策定状況

国土交通省

○**維持管理計画については、の平成26年度末迄の策定状況について、国有港湾施設はほぼ100%、補助港湾施設は83%で策定完了予定である。**

○**補助港湾施設の計画未策定 3,906施設(全体の17%)については、東日本大震災に伴う復旧工事の遅れや人員・人材不足等により、期限内に策定することが困難な状況となっている。**

○**このうち、進捗が遅れている**臨港道路については、橋梁・トンネル部にかかる維持管理計画の策定を優先的に進めているところ、道路一般部(舗装部)を中心に未策定施設が残っている状況にある。

【維持管理計画の策定状況(平成26年度末予定)】

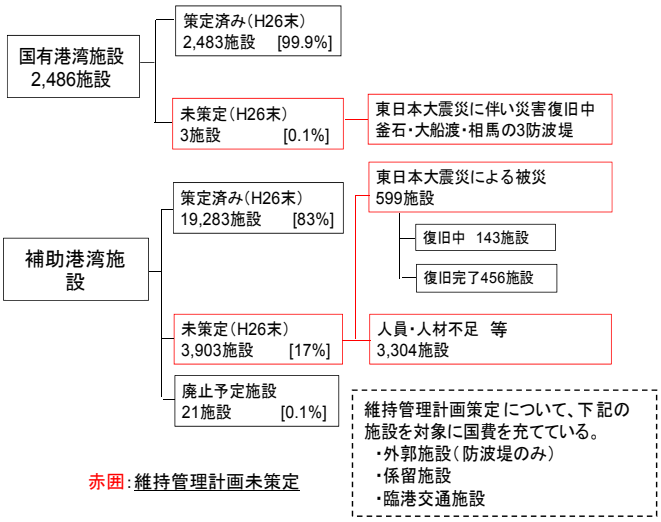

【補助港湾施設の維持管理計画策定数の推移】

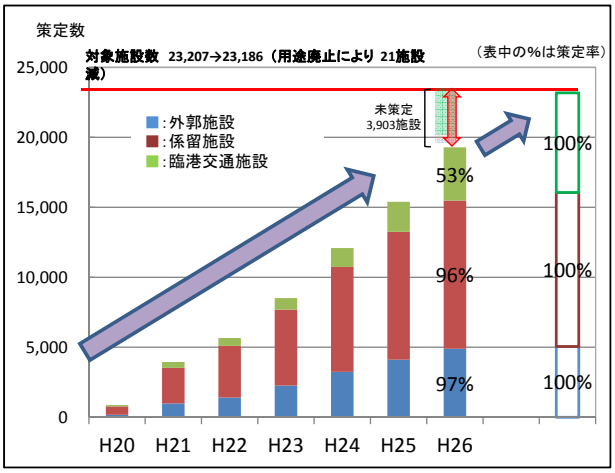

□港湾施設の維持管理

維持管理計画・予防保全計画に基づく戦略的な維持管理の推進

国土交通省

○維持管理計画に基づく適切な維持管理を引き続き、推進する。
○港湾施設では、(耐用年数)以前に社会情勢の変化に伴う機能向上に対応する必要が生じる場合があるため、各港湾単位で「予防保全計画」を策定し、施設の集約や利用転換等も行った上で、ストックの全体を管理しつつ、港湾施設の計画的な更新・修繕を実施し、費用の縮減と平準化を図る。

【維持管理計画および予防保全計画の策定】

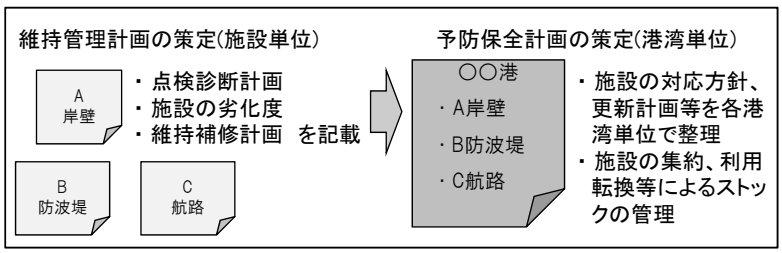

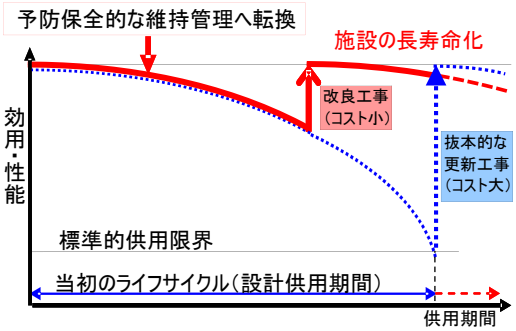

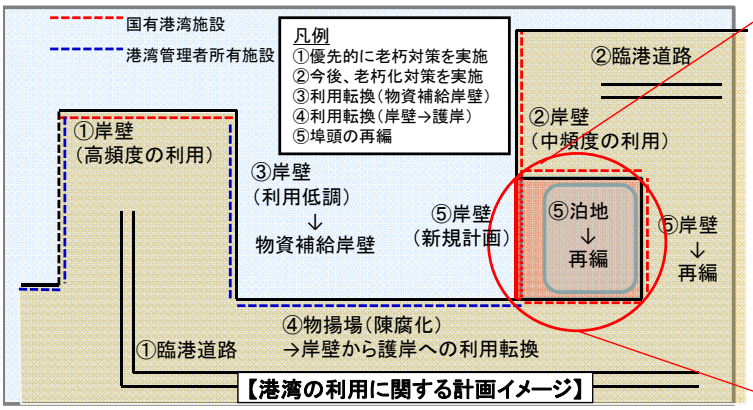

【港湾の利用に関する計画イメージ】

【陳腐化した埠頭の再編】

国土交通省

維持管理計画と予防保全計画

維持管理計画

岸壁

防波堤

臨港道路

（施設単位）

（計画単位）
港湾施設ごとに作成

（主な内容）
当該施設全体及び部材の維持管理についての基本的な考え方、当該施設の計画的かつ適切な点検診断の実施時期、維持補修の内容、時期等について、施設設置者が策定。

予防保全計画

○○港

岸壁
防波堤
臨港道路
・・・

（港単位）

（計画単位）
港湾ごとに作成

（主な内容）
当該港湾において、どの施設を優先的に更新・修繕していくか等について、利用実態、劣化状況などを加味したうえで、国と港湾管理者が協議して策定。

国土交通省

維持管理計画の概要

現地調査

維持管理計画の策定に当たって、施設の変状、劣化度、置かれている環境等を把握するために現地調査を実施

【調査内容】

施設に応じて、

・測量

・目視調査

・潜水調査

・詳細部材調査

等を実施

維持管理計画の内容

総論

対象施設の維持管理の前提条件を設定
○供用期間
○維持管理の基本的な考え方（維持管理レベルの設定等）

点検診断計画

施設の点検の時期、内容を劣化予測等に基づき予め計画
・日常点検　・一般定期点検診断　・詳細定期点検診断
・一般臨時点検診断　・詳細臨時点検診断

異常時における点検診断

過大な外力が作用した場合や施設に突発型の変状が発生した可能性がある場合に実施する臨時点検診断の項目や総合評価を設定

総合評価

補修・経過観察等の維持管理に関する方針を決定
○工学的知見・判断に基づいて、**当該施設の性能低下度を点検診断結果により判定**
○維持工事等の必要性の検討
○対策の緊急性等の行政的判断

維持工事等が必要

点検診断計画の変更が必要

対策不要

維持補修計画

維持補修の方法や実施時期等を予め計画

○施設が置かれる諸条件、設計供用期間、構造特性、材料特性並びに点検診断及び維持工事等の難易度、当該施設の重要度、要求性能等

○専門技術者の意見（関与）

維持工事等の実施

維持管理計画の見直し

国土交通省

維持管理計画に基づく点検診断

港湾法【平成25年6月5日公布、平成25年12月1日施行】
第56条の2の2

・政令で定める技術基準対象施設は、国土交通省令で定める技術上の基準に適合するように、建設し、改良し、又は維持しなければならない（第1項）
・技術基準対象施設の維持は、定期的に点検を行うことその他の国土交通省令で定める方法により行わなければならないこと（第2項）

港湾の施設の技術上の基準を定める省令【平成25年11月29日公布、12月1日施行】
第4条

・技術基準対象施設は維持管理計画等に基づき適切に維持すること、必要な事項を告示でさだめること　等
・維持管理計画等に点検に関する事項を含めること
・定期及び臨時の点検及び診断を適切に行うこと
・維持に関し必要な事項を適切に記録・保存すること

技術基準対象施設の維持に関する必要な事項を定める告示 【平成26年3月28日公布・施行】

・維持管理計画等には、点検診断の時期、対象とする部位及び方法等を定めること
・定期点検診断は、5年以内ごとに、人命、財産又は社会経済活動に重大な影響を及ぼすおそれがある施設にあっては、3年以内ごとに行うこと
・詳細な定期点検診断を、適切に行うこと
・日常点検及び臨時点検診断を行うこと　等

項　目	港湾の施設の点検診断ガイドライン	
策定者	国（港湾局）	
施設の重要度	通常点検施設と重点点検施設（人命、財産又は社会経済活動に重大な影響を及ぼすおそれがある施設）の考え方を記載　（重点点検施設の例：経済活動に重大な影響を及ぼす施設（幹線貨物輸送施設等）、防災上重要な施設（耐震強化岸壁等）等）	
日常点検	港湾管理者が適切な周期を設定	
一般定期点検	通常点検施設 5年以内に1回以上	重点点検施設 3年以内に1回以上
詳細定期点検	通常点検施設 設計供用期間中に1回以上 設計供用期間延長時に実施	重点点検施設 10～15年以内に1回以上

国土交通省

予防保全計画の概要と効果

◆予防保全計画の概要

・策定主体：国と港湾管理者が共同で策定
・計画期間：5カ年
・対象港湾：重要港湾以上（必要に応じて地方港湾も可）
・対象施設：国有港湾施設及び補助港湾施設
（但し交付金事業対象施設は除いてもよい）

◆導入の効果

各港湾毎に予防保全計画を策定することにより、具体的には特に以下の効果が期待される。

①一覧性の確保（施設の老朽化状況等を一覧、比較が可能）
②個々の港湾施設のライフサイクルコストの縮減、延命化
③各港の予防保全事業を行う施設の選択と優先順位付け
④各港での改良工事の各年度の事業規模の平準化
⑤陳腐化した港湾施設の廃止や利用転換の推進

□特定技術基準対象施設への報告徴収、立入検査、勧告命令

国土交通省

民間事業者が管理する港湾施設の適切な維持管理の推進

○大規模地震時にも航路機能を確保するため、特定技術基準対象施設を管理する民間事業者に対し、港湾管理者が維持管理の状況等について報告徴収、立入検査を行い、必要に応じて勧告・命令の措置を講じる制度を創設。

現状：技術基準への適合状況の確認は建設、改良時のみ　**法改正後**：維持管理状況についても確認が可能となる

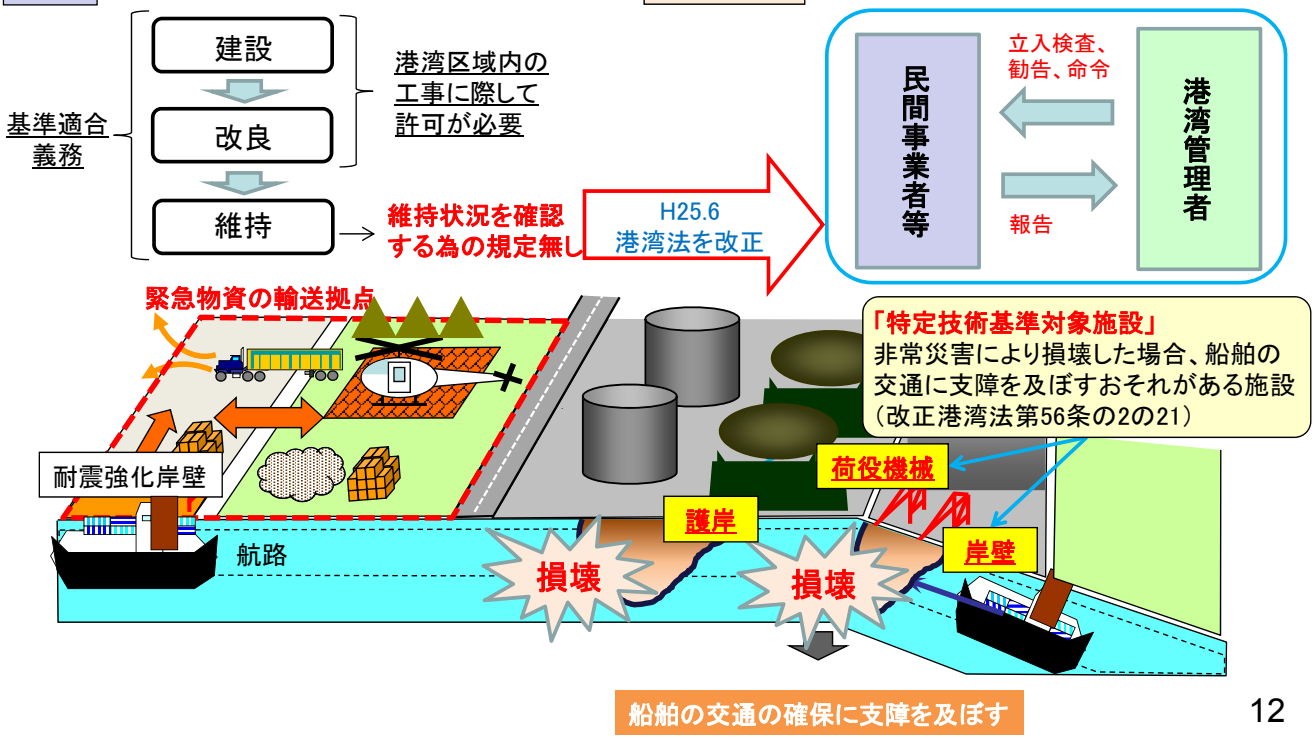

□特定技術基準対象施設への報告徴収、立入検査、勧告命令

国土交通省

特定技術基準対象施設に関するスケジュール等

○法令、ガイドライン等

H26.1.8　「港湾法施行規則」一部改正のパブリックコメント開始

H26.4.14　「港湾法施行規則」一部改正の公布

H26.6.1　「港湾法」及び「港湾法施行規則」一部改正の施行

H26.7　「特定技術基準対象施設に関する報告の徴収及び立入検査等のガイドライン」公表

○特定技術基準対象施設の維持管理状況の報告徴収（6月通知）

民間事業者から港湾管理者へ報告（H26.12まで）

港湾管理者から国土交通大臣への報告（H27.5まで）

⇒
- ・同一様式で効率的実施
- ・港湾台帳をベース
- ・港湾局が整備する維持管理データベースで効率的に管理

□特定技術基準対象施設への報告徴収、立入検査、勧告命令

国土交通省

特定技術基準対象施設に関する報告の徴収及び立入検査等のガイドライン

本ガイドラインは、港湾管理者が、港湾管理者以外の者が管理する特定技術基準対象施設について、報告徴収、立入検査、勧告・命令を行う場合に、港湾管理者が効率的に実施できるよう、実施上の手続き、方法等の考え方について取りまとめた参考資料である。（平成26年7月公表）

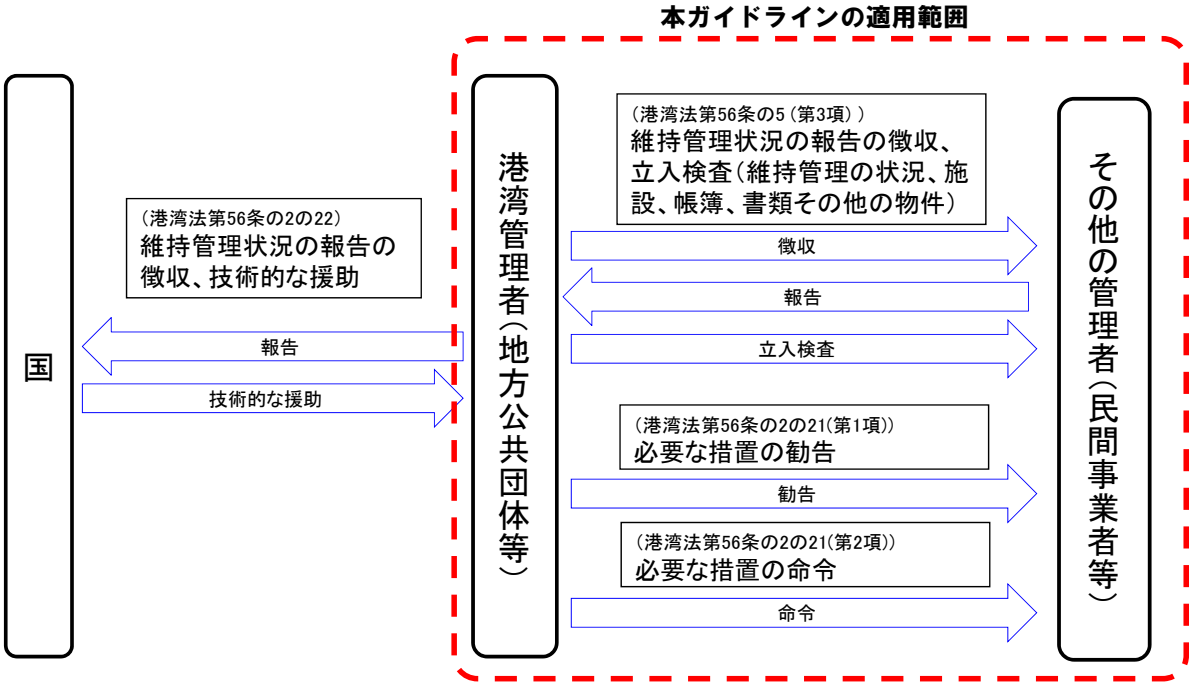

□特定技術基準対象施設への報告徴収、立入検査、勧告命令

国土交通省

報告徴収、立入検査、勧告・命令までの流れ

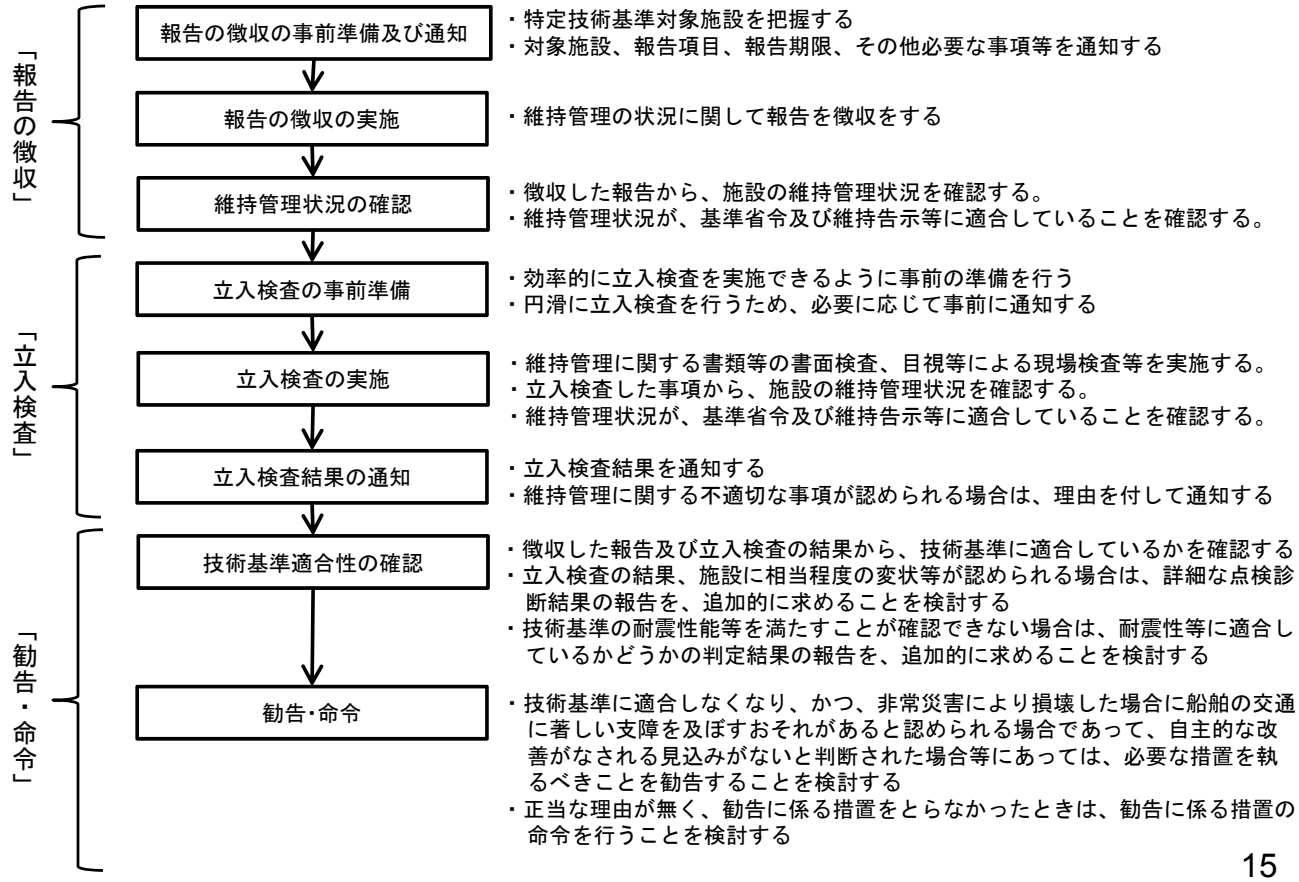

□特定技術基準対象施設への報告徴収、立入検査、勧告命令

法令等の一部改正（参考）

国土交通省

港湾法【平成25年6月5日公布、平成26年　6月1日施行】

第56条の2の21（特定技術基準対象施設を管理する者に対する勧告等）

・港湾管理者は、技術基準対象施設であつて、非常災害により損壊した場合に船舶の交通に支障をおよぼすおそれのあるものとして国土交通省令で定めるもの（以下「特定技術基準対象施設」という。）のうち、港湾管理者以外が管理するものが、技術基準に適合しなくなり、かつ、損壊した場合に船舶の交通に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。（第1項）

・港湾管理者は、勧告を受けた者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる（第2項）

第56条の2の22（国土交通大臣への報告等）

・国土交通大臣は、港湾管理者に対し、その管理する港湾における特定技術基準対象施設の維持管理の状況に関し必要な報告を求め、又は技術的な援助をすることができる。

第56条の5（報告の聴取等）

・港湾管理者は、港湾管理者以外が管理するものに対し、特定技術基準対象施設の維持管理の状況に関し報告を求め、又はその職員に、施設を管理する者の事務所等に立ち入り、維持管理の状況、施設、帳簿、書類その他の物件を検査することができる。（第3項）

第61条（罰則）

・第56条の5第3項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者（30万円以下の罰金）（第8項第5号）

港湾法施行令

第19条　技術基準対象施設を規定

第22条第2項【平成26年　5/30公布、6/1施行】

法第56条の2の22の国土交通大臣の職権について、地方整備局長又は北海道開発局長も行うことができる。

※沖縄については、内閣府設置法第44条により、沖縄総合事務局が所掌

港湾法施行規則【平成26年　4/14公布、6/1施行】

港湾区域内及び港湾区域外20m以内の地域に存する次にかかげるものとする。

・外郭施設
・係留施設
・橋梁並びにトンネルの構造を有する道路、鉄道及び軌道
・固定式荷役機械及び軌道走行式荷役機械
・廃棄物埋立護岸

特定技術基準対象施設に関する報告の徴収及び立入検査等のガイドライン【平成26年7月公表】

・報告徴収及び立入検査の実施手続き、方法、技術基準適合性の確認方法　等

赤字が改正部分

港湾施設の維持管理情報データベース

国土交通省

○港湾施設の維持管理に関係する港湾管理者及び有識者からの意見を取り入れ、維持管理情報の蓄積と維持管理業務の効率化に資するデータベースを活用した情報管理を推進。

＜港湾施設の情報管理データベースの概要＞

維持管理データベースは、国有港湾施設、港湾管理者施設、民間所有施設問わず全ての港湾の施設を対象として、維持管理計画、点検診断、補修工事等の維持管理情報について登録・更新を行うものであり、登録されたデータは、共有化を図ることで、各種施策への迅速な対応が可能となる。

【港湾施設の情報管理データベースイメージ（将来）】

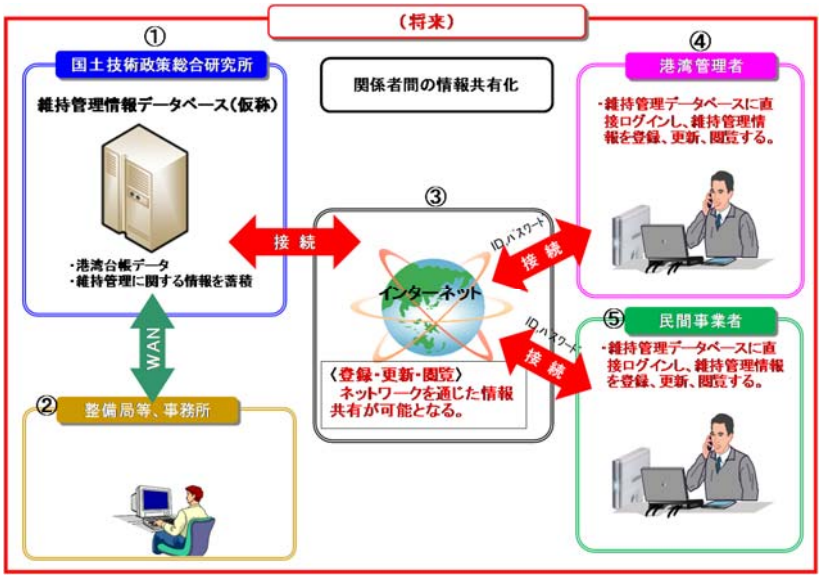

維持管理に関する新技術の開発・導入に向けた取組

国土交通省

背景・課題

港湾構造物は、桟橋の裏側のように立ち入りが難しい箇所が多く、また水中にある部材も多いため、劣化状況の把握が困難。

対応策

研究機関等と連携を図りながら効果的かつ効率的な点検、モニタリング、補修、改良にかかる新技術の開発促進を図る。

従来の点検方法

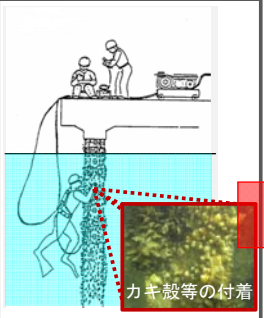

人力でカキ殻をかき落とし，鋼材の肉厚測定。時間も掛かり，カキ殻は産業廃棄物になる。

開発する技術

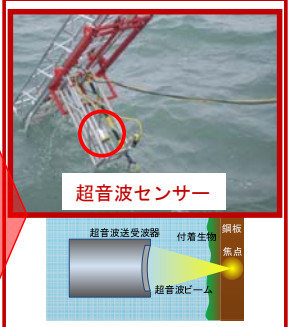

超音波を用いて，カキ殻等が付着したままでも鋼材の肉厚測定が可能に

従来の点検方法

桟橋下の狭い空間で船による目視点検

開発する技術

遠隔操作可能なロボット技術（ROV）によって，効率的に劣化状況を確認

従来の点検方法

目視によって錆汁の染み出しを確認することによって鉄筋腐食状況を把握

開発する技術

センサーによるコンクリート構造物の鉄筋腐食状況を常時モニタリング

□技術相談窓口の充実

地方整備局等の技術相談窓口

国土交通省

○国の出先機関、研究機関等が港湾管理者に対して助言する相談窓口を平成24年度に設置、また、研修や講習会を実施するなどの技術的支援を実施。

○平成26年度からは民間施設所有者に対し相談窓口、研究・講習会を実施するなど、技術的支援の充実を図っている。

■技術的相談窓口の運用

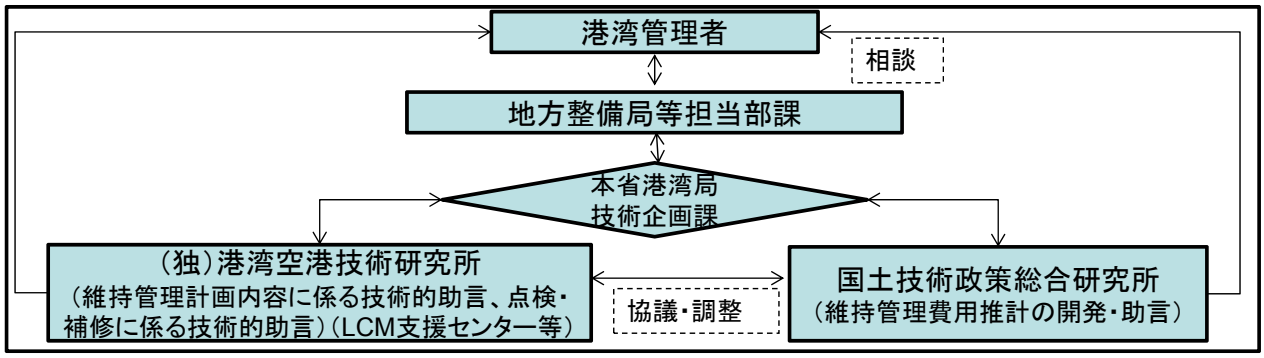

■地方整備局等担当部課（港湾）

機関名	窓口担当者	問い合わせ先（直通）
北海道開発局	港湾空港部港湾行政課	011-709-2321
東北地方整備局	港湾空港部港湾計画課	022-716-0005
関東地方整備局	港湾空港部港湾事業企画課	045-211-7417
北陸地方整備局	港湾空港部港湾事業企画課	025-370-6612
中部地方整備局	港湾空港部港湾事業企画課	052-209-6325
近畿地方整備局	港湾空港部港湾事業企画課	078-391-4214
中国地方整備局	港湾空港部港湾事業企画課	082-511-3906
四国地方整備局	港湾空港部港湾事業企画課	087-811-8331
九州地方整備局	港湾空港部港湾事業企画課	092-418-3360
沖縄総合事務局	開発建設部港湾空港防災・危機管理課	098-866-1906

□民間資格の活用による技術者の育成

社会資本の維持管理に関する資格制度の概要

国土交通省

＜背景＞

- 老朽化施設の増加と維持管理に関する法令等の整備に伴い、今後点検・診断等の業務の増加が見込まれる
- 業務発注時に、特に市町村において民間資格は十分活用されていない
- 平成26年6月に改正された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」において、資格等による適切な能力の評価が規定された

既存の民間資格を評価し、必要な技術水準を満たす資格を登録する制度を構築

＜民間資格の登録等のプロセス＞

①点検・診断等の業務に求める知識・技術を明確化

	道路		河川	○○（その他分野）	
	橋梁	トンネル	堤防・河道	○○	○○
点検	橋梁の点検業務の実施にあたり、道路法施行規則第4条の5の2及び国が定める道路橋の定期点検要領に定められた事項（健全性の診断を除く）を確実に履行するために必要な知識及び技術	…	…	…	…
診断	…	…		…	…

②民間資格を公募

③民間資格を評価

④基準を満たす民間資格を登録

	道路		河川	○○（その他分野）	
	橋梁	トンネル	堤防・河道	○○	○○
点検	○○技能士 ○○診断士	○○技能士 ○○診断士	○○技能士 ○○診断士 ○○技術士	○○技能士 ○○診断士	○○技能士 ○○診断士
診断	…	…		…	…

⑤業務発注の際に登録された資格を活用

＜今回対象とする施設＞

分野	施設
道路	橋梁
	トンネル
河川	堤防・河道
砂防	砂防設備
	地すべり防止施設
	急傾斜地崩壊施設
海岸	海岸堤防等
下水道	管路施設
港湾	港湾施設
空港	空港施設
公園	公園施設

□民間資格の活用による技術者の育成

資格制度の検討対象とする業務範囲

国土交通省

今回検討の対象とした施設・業務と資格の登録区分は下記の通り。

施設分野	道路		河川	砂防			海岸	下水道	港湾	空港	公園
対象施設 ／ 対象業務	橋梁	トンネル	堤防・河道	砂防設備	地すべり防止施設	急傾斜地崩壊施設	海岸堤防等	管路施設	港湾施設	空港施設	公園施設
点検	担当	担当	管理＋担当	管理	管理	管理	管理	管理＋担当	管理	管理	担当
診断	担当	担当	管理＋担当	管理	管理	管理	管理	管理＋担当	管理	管理	担当
補修設計									管理	管理	

資格の登録区分:
- 管理技術者に資格を有することを求める
- 担当技術者に資格を有することを求める
- 管理技術者と担当技術者両者にそれぞれのレベルの資格を有することを求める

注)今後、検討対象となる施設・業務が追加される可能性がある。
下水道管路施設における「調査」業務は「点検」に含まれる。
本表以外に、港湾施設における「計画策定（維持管理計画）」の業務分野は個別に検討する。

（参考）社会資本メンテナンス戦略小委員会資料

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

技術者派遣の仕組みの構築（メンテ小委資料）

国土交通省

背景と考え方

○市町村が技術職員を新たに雇用・育成することが困難であることから、民間企業等で活躍する維持管理に精通した技術者を活用することが現実的な対応策。

今後の取組

○民間技術者等を活用する仕組みの構築にあたって、資格制度の活用も含めた検討が必要。
○資格制度に加え、技術者の保有資格、経験等を明らかにする技術者登録制度を構築すべき。
○国は、派遣元となる民間企業等について評価・認証することにより、市町村による民間企業等の選定に資する仕組みを構築すべき。
○派遣される技術者の経費を国から市町村に対して支援することも重要。

（概念図）

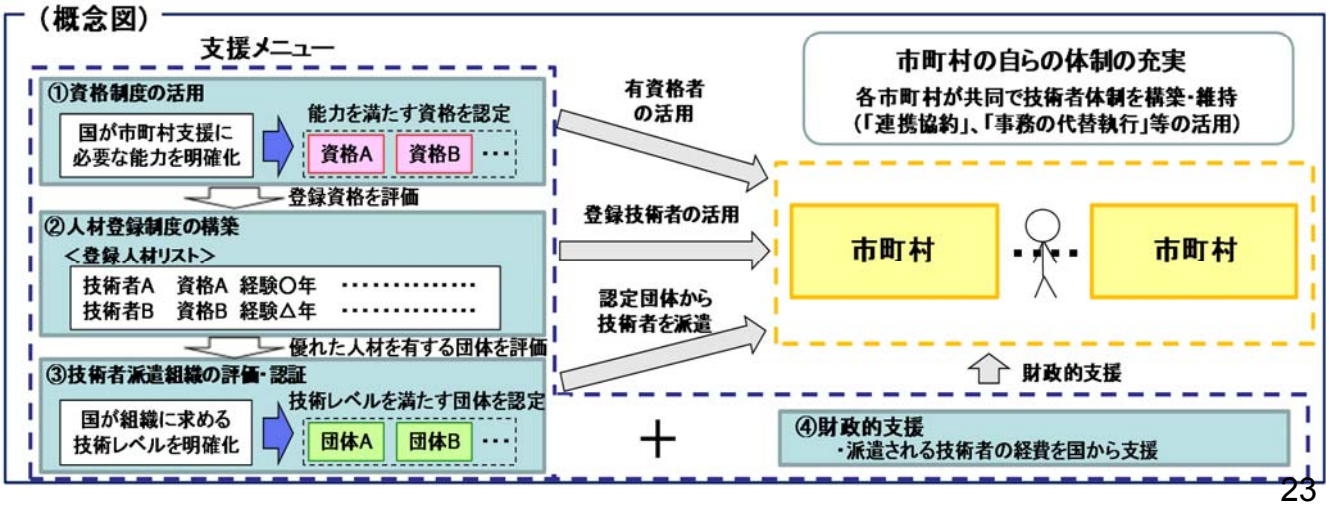

体系的な技術的アドバイスの仕組みの構築（メンテ小委資料）

国土交通省

背景と考え方

○メンテナンスサイクルの取組が進み、施設の老朽化も急激に振興する中で、市町村では技術的に対応が困難な維持管理が顕在化し、増加すると見込まれる。
○技術的能力の違う主体が、それぞれの役割のもと、体系的に技術的アドバイスする仕組みが必要。

今後の取組

○社会的に重要かつ一の都道府県に蓄積される技術力では厳に対応が困難なものについては 国等が限定的に対応すべきであり、それ以外は都道府県で対応すべき。
○市町村に対する技術的アドバイスについて、都道府県等が対応する手順等のルール化を図るべき。
○都道府県や所管団体、民間企業等の活用を含め、体制強化等の仕組みを構築すべき。（国が直接管理していない分野）
○高度な技術について適切な技術的アドバイス等を行うため、技術的支援を行う専門組織を構築すべき。

（概念図）

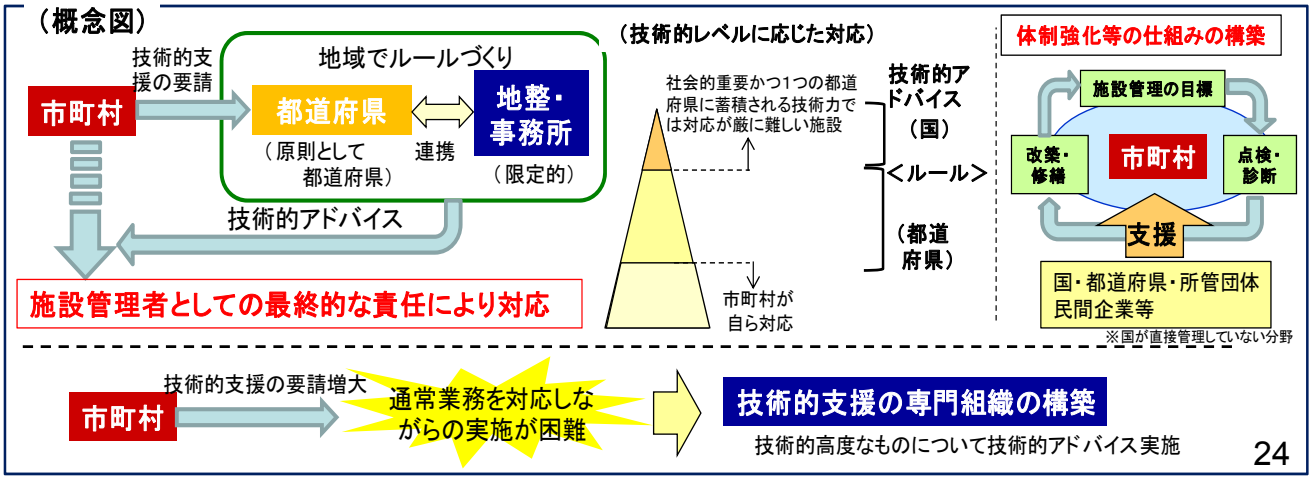

技術的支援の専門組織の構築

技術的高度なものについて技術的アドバイス実施

「道路メンテナンス会議」による地方公共団体の取組に対する体制支援

国土交通省

○道路分野では道路メンテナンス会議において、研修・基準類の説明会等の調整や、点検・修繕において、優先順位等の考え方に該当する路線の選定・確認等を行っている。

※関係機関の連携により課題の状況を継続的に把握・共有し、効果的な老朽化対策の推進を図るため、全都道府県に「道路メンテナンス会議」を設置（～7月7日）

【体制】

・地方整備局（直轄事務所）
・地方公共団体（都道府県、市町村）
・高速道路会社（NEXCO ・首都高速・阪神高速・本四高速・指定都市高速等）
・道路公社

【役割】

1. 研修・基準類の説明会等の調整
2. 点検・修繕において、優先順位等の考え方に該当する路線の選定・確認
3. 点検・措置状況の集約・評価・公表
4. 点検業務の発注支援（地域一括発注　等）
5. 技術的な相談対応　等

【先行的な取り組み事例】

①今年度に、県内35市町村が管理する橋（約1万1千橋）のうち、539橋の定期点検に着手。
4市町村を地域一括発注で支援

②予算措置や体制強化も含めた今後5年間の点検計画を次回の協議会で策定予定

③協議会が主体となって鉄道事業者と調整予定（東日本旅客鉄道（株）とは既に調整済）

今後、各道路メンテナンス会議において順次同様の取組を実施